

令和9年度は役員改選年！

選挙管理委員を募集します

令和9年度は当会の役員改選年となるため、今年度、役員選挙を行います。そこで、選挙に向けて選挙管理委員会を発足させますので、会員の皆様より選挙管理委員を広く募集します。公平無私に選挙管理を行い会の発展にご尽力いただける方の応募をお待ちしております。

「役員（理事及び監事）選出規則」（抜粋）

（選挙管理委員会）

- 第9条 役員選出にかかる事務を行うために、選挙管理委員会を設置する。
- 2 選挙管理委員は、各支部より1人を選出し、会長が委嘱する。
 - 3 理事、監事は、選挙管理委員になることはできない。
 - 4 委員長は、委員の互選により選出する。
 - 5 選挙管理委員の任期は、役員改選年次前の総会2か月後から翌々年の定時総会2か月後までの2年間とする。
 - 6 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することはできない。
 - 7 選挙管理委員会の事務局は、福岡県介護福祉士会の事務局内に置く。
 - 8 選挙管理委員会の事務担当者は、事務局員が当たる。

「選挙管理細則」（抜粋）

第3条 選挙管理委員会は、役員選出にかかる以下の各項の事務を管理する。

- (1) 支部選出理事の選挙
- (2) 県選出理事の選挙
- (3) 役職者の互選

【申込み締切】 **令和8年5月10日（日）必着**

【備考】 1支部に応募者多数の場合は、理事会の合議により決めさせていただきます。

【申込み先】 公益社団法人福岡県介護福祉士会 事務局（担当：平山）

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-1-16-2F

TEL 092-474-7015 FAX 092-436-5234 メール kaigohir@f-kaigo.jp

切り取り線

公益社団法人 福岡県介護福祉士会 事務局行き（FAX 092-436-5234）

【選挙管理委員希望者用応募用紙】

※締切り：**令和8年5月10日（日）必着**

(フリガナ)		・会員番号 40-
氏名	年 月 日 生	・入会して () 年
自宅住所	〒	
メールアドレス		
連絡先（昼間連絡が取れるところに○をして、電話番号をお書きください）		
・自宅 () ・携帯電話 ()		
・勤務先名と電話番号 ()		

裏面に選挙に関するQ&Aがあります

来年度（令和9年）福岡県介護福祉士会は役員改選の年となります。
当会では選挙制度を導入しており、今年度改選に向けての選挙が実施されます。
ここでは選挙を行うに当たってのよくある質問、疑問をまとめています。

福岡県介護福祉士会理事選挙に関するQ & A

- Q1 選挙は何年に一度行われていますか？
A：2年に1度行われます（任期は6月総会から翌々年総会まで）。
- Q2 理事の定数は？
A：理事は15人以上20人以内、そのうち1人が会長、3人以内が副会長となります。
- Q3 会長や副会長はどの様に決められていますか？
A：選挙で理事予定者を選出した後、理事予定者間で会議（役職選考会）を行い選出します。会長は、立候補・推薦制で無記名投票を行うこと、副会長は協議し選出することとなっています。
- Q4 理事になるとどのような職務を行いますか？
A：2ヶ月に1回偶数月に理事会、奇数月に支部役員会
各部会、委員会活動、本部、支部、地区研修、講師活動、県の委託補助事業の開催や、市町村開催の委員会への参加などがあります。
また、理事は善管注意義務、忠実義務、競業禁止義務、利益相反取引回避義務等が課せられ、職務において常に理事としての自覚を持つことが求められます。
- Q5 立候補に必要な物は何ですか？
A：福岡県介護福祉士会正会員であること。
入会后3年以上経過し会費の納入が継続して行われていること。
立候補届、立候補者推薦書（8名）の届出が必要です。
- Q6 理事に報酬はありますか？
A：正副会長含む理事、役員は全員非常勤役員となり、定額報酬はありません。
会議や委員会などの参加に対する費用弁償があります
- Q7 今年度行われる選挙の流れを教えてください！
A：4月 選挙管理委員会委員の公募
6~7月 選挙管理委員会委員の委嘱、理事選挙の告示
8~9月 立候補の受付
12月 立候補者の公表
1月 投票期間
2月 開票、理事選挙結果の公表
3月 役職選考会
6月 理事選任（定時社員総会）